

生駒市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例

(生駒市乳幼児医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市乳幼児医療費助成条例(昭和48年10月生駒市条例第27号)

の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、本市に居住している者で、かつ」を削り、「除く。）」の次に「とし、この場合における乳幼児は、本市に住所を有する者」を加え、同条第2項を削る。

第3条第1項中「負担すべき額」を「負担した額」に改め、「、附加給付額」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第4条第2項中「医療機関等」を「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」に改める。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(受給資格等の停止)

第7条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象となる者として認定した対象者が医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格及び助成金の支給を停止することができる。

(生駒市母子医療費助成条例の一部改正)

第2条 生駒市母子医療費助成条例(昭和53年9月生駒市条例第31号)の一

部を次のように改正する。

第3条第1項中「負担すべき額」を「負担した額」に改め、「、附加給付額」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第4条第2項中「医療機関等」を「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」に改める。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(受給資格等の停止)

第7条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象となる者として認定した対象者が医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格及び助成金の支給を停止することができる。

(生駒市老人医療費助成条例の一部改正)

第3条 生駒市老人医療費助成条例（昭和46年12月生駒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「65歳以上70歳未満の者」を「昭和10年8月2日から昭和15年7月31日までの間に生まれた者で70歳未満のもの」に改め、同条第2項中「65歳以上70歳未満の者とは、65歳に達する日の属する月の初日から」を「70歳未満の者とは、」に改める。

第3条第1項中「負担すべき額」を「負担した額」に改め、「第28条」の次に「及び第46条の8」を加え、「、附加給付額」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第4条第2項中「医療機関等」を「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」に改める。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(受給資格等の停止)

第7条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象となる者として認定した対象者が医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格及び助成金の支給を停止することができる。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の見出しを「（施行期日等）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 この条例は、平成22年7月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに受けた医療に対する医療費の助成については、この条例は、同日後に

においても、なおその効力を有する。

(生駒市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第4条 生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第1項第2号に該当するに至るまでの者（65歳において同号に該当しないものにあつては、生駒市老人医療費助成条例（昭和46年12月生駒市条例第33号）第2条に該当するに至るまでの者とする。）をいう」を「65歳に達する日の属する月の末日までの者とする」に改める。

第3条第1項中「負担すべき額」を「負担した額」に改め、「、附加給付額」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第4条第2項中「医療機関等」を「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」に改める。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(受給資格等の停止)

第7条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象となる者として認定した対象者が医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格及び助成金の支給を停止することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市乳幼児医療費助成条例の規定、改正後の生駒市母子医療費助成条例の規定、改正後の生駒市老人医療費助成条例の規定（附則第2項の規定を除く。）及び改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の

施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○お問い合わせ先 国保年金課福祉医療係（内線 7 8 8）